

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：高知市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.7%
全職員	69.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.9%
本庁課長相当職	100.4%
本庁課長補佐相当職	96.9%
本庁係長相当職	95.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.5%
31～35年	95.8%
26～30年	93.2%
21～25年	93.0%
16～20年	91.1%
11～15年	86.6%
6～10年	90.2%
1～5年	93.4%

【説明欄】

- 全職員における差異について
女性の割合が高い会計年度任用職員を含む「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の全職員に占める割合が高いことによる影響が考えられる。
- 「任期の定めのない常勤職員」における差異について
各種手当の支給状況による影響が考えられる。
扶養手当：世帯主である男性に支給している場合が多い(受給者に占める男性割合は77%)。
特殊勤務手当：支給対象となる業務(消防やごみ収集など)に従事する男性の割合が高い。

なお、当該情報における「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、報酬形態が「日給」又は「時給」で、勤務日数が一定でないものを除いている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。